

2020 年度 政策研究大学院大学  
公共工事入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	2021 年 1 月 29 日（金） 14：30～16：00 政策研究大学院大学 3 B 会議室	
委 員	委員長 青山 伸一（公認会計士） 委 員 小澤 一雅（大学教授） 委 員 松原 健一（弁護士） ※五十音順	
審議対象期間	2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日	
抽 出 案 件（合計）	4 件	（備考） ・入札監視委員会設置要項に基づき、互選により青山委員を委員長に選出した。  ・事務局より、契約事務取扱規程の説明を行った。  ・個別審議案件について事務局から説明を行い、質問等への回答を行った。
工 事（小計）	3 件	
一般競争入札 <small>（政府調達に関する協定対象工事）</small>	0 件	
一般競争入札 <small>（上記工事を除く）</small>	1 件	
工事希望型競争入札	0 件	
通常指名競争入札	0 件	
随意契約	2 件	
設計・コンサルティング業務 <small>（小計）</small>	1 件	
簡易公募型 プロポーザル（拡大）	1 件	
随意契約	0 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

質 問	回 答
<p>個別審議案件について</p> <p><b>1. 中長期施設修繕計画（簡易公募型プロポーザル）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易プロポーザル方式ということだが、提出要請者の選定及び技術提案書の評価の流れの中で、価格に基づく評価は行っていないということ相違ないか。</li> <li>・予定価格の積算方法について。</li> <li>・予定価格の根拠となる作業期間はどのように設定したか。</li> <li>・建設コンサルタント選定委員会の委員に選定された設計事務所の者は、貴学とどのような関係にあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定基準や評価基準においては、価格評価ではなく、担当予定者の資格や類似業務の実績、業務の実施方針、提案内容等、技術力や計画の妥当性に基づいて評価を行っている。</li> <li>・国土交通省が定めた「官庁施設の設計業務等積算要領」（平成31年1月）の積算方法と「平成31年度設計業務委託等技術者単価」の人件費単価に基づき設定した。</li> <li>・本学担当者の経験やヒアリング情報を基に、現地調査や報告書作成として想定される時間を見積もった。</li> <li>・当該設計事務所の担当者は、これまでも小規模な工事の設計等に関して協力を得てきた知見のある者であり、技術的な視点からの評価を期待して委員に選定したものである。</li> </ul>
<p><b>2. エレベーター改修工事（随意契約）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件工事は、エレベーター2号機から4号機までを一体として発注されているが、個別に実施できなかったのか。</li> <li>・分割発注に関する基準等は定められているか。</li> <li>・契約金額における空調装置の更新と耐震工事の比率は。</li> <li>・応札業者との価格交渉の結果について。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事内容としては、2、3号機が空調装置の更新、4号機が耐震工事であり完全に同一な工事内容ではないが、工事条件は同じである上、同時に実施すると作業員や作業日数が効率化される見込みであったため、一括工事とした。</li> <li>・規程としては定めておらず、工事ごとに内容を勘案して決定している。</li> <li>・空調装置部分が3割を占めている。</li> <li>・本件工事は、エレベーター工事という特殊性から、本学において物価や市場価格等を参考として価格を算出することが困難であったため、</li> </ul>

質 問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件工事は応札業者でなければ目的が達せられないとあるが、応札業者以外の者が既製部品等を調達して施工する可能性はなかったのか。</li> </ul>	<p>見積価格を以て予定価格とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造会社以外による施工が不可能なものではないが、対象のエレベーターに適合するよう製造会社の規格品を使用する必要があり、施工の確実性や安全面から応札業者での対応が必要と判断した。</li> </ul>
<p><b>3. エレベーター1号機浸水復旧工事（随意契約）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随契理由の妥当性について、維持管理事業において実施せずに別途発注した理由と契約時期が3月となったことについて。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本災害は激甚災害に指定される程の想定外の豪雨であったことから復旧については本学の負担で実施した。本学内での諸調整に時間を要したため、年度末の契約となったが、今後は速やかな事務処理に留意していきたい。</li> </ul>
<p><b>4. 窓ガラス飛散防止フィルム貼付工事（一般競争入札）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低基準価格が設定される基準と算定根拠、入札公告への記載について説明されたい。</li> <li>・最低基準価格を設定する場合としない場合とで入札公告等の記載は分けているか。</li> <li>・予定価格はどのように作成したか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「文部科学省発注工事請負等契約規則第13条の基準の運用について」を準用し、予定価格が1,000万円を超える工事を対象に、予定価格の内訳に一定の率を乗じて算出している。入札公告においては落札者の決定方法として記載している。</li> <li>・分けておらず統一的な記載であったため、工事に応じて区別することとしたい。</li> <li>・季刊誌の市場価格等を参考に、資材の単価及び作業工数を積算して予定価格を算定した。</li> </ul>

## 委員講評

### 1. エレベーター1号機浸水復旧工事

- ・契約の遅れや随意契約の理由に係る説明に時間を要したが、事後検証が可能なよう契約関係書類上には、単に当事者間の理解に留まる記述ではなく、経緯や契約規程と随契理由の関連等が明らかな記載とするよう経理及び発注部門双方で留意されたい。

### 2. 窓ガラス飛散防止フィルム貼付工事

- ・入札公告において低入札価格調査対象工事の場合と対象外の場合とで説明が分けられていないとのことであるが、入札参加者に正確な情報を提供するためにも工事に応じて記載を区別することが望ましい。

### 3. 全体

- ・本委員会は、公正な調達となっているか、競争性を高める努力はなされているか、予定価格が適正か、総合評価等の評価が適正か等を審議する場である。十分な審議が可能なよう、説明資料には入札公告や積算資料等を加えて準備されたい。
- ・貴学として2回目の開催であるが、今後は前回指摘事項を踏まえての対応を冒頭に説明する等、改善状況についても報告に加えてはどうか。
- ・今後も適切な契約業務を執り行うこと。